

毎週火、金曜日発行（但休日に当りきは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区の成立
- 国民健康保険組合の解散
- 基準看護、基準給食設備の承認
- 基準給食設備の承認
- 健康保険法の規定による保険医療機関の指定
- 定期種牡畜検査の実施
- 建設業者の登録
- 保安林指定の解除
- 漁業協同組合整備強化費補助金交付要綱
- ◇公安告示 風俗営業等取締法の規定による聴聞会の開催

告示

鳥取県告示第二百五号

気高郡鹿野町大字岡木田中修ほか十六人の者から申請のあつた勝谷土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十六年三月三十日成立した。

昭和三十六年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十二条第二項の規定により、鳥取県警察職員家族国民健康保険組合の解散を昭和三十六年三月三十一日認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十五条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十六年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 組合の名称

鳥取県警察職員家族国民健康保険組合

二 事務所の所在地
鳥取市東町 鳥取県警察本部警務課内
三 解散の年月日
昭和三十六年三月三十一日

鳥取県告示第二百七号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準看護、基準給食施設として次のとおり承認した。
昭和三十六年四月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	設	基準看護	給食	採用
名称	所在地	承認番号	対象	承認年月日
鳥取県立整肢学園	米子市上福原 一、八三二	(看)(二) 第一二号	全病棟 七〇床	昭和三六、 四、一
			(食) 第二四号	全病棟 七〇床
				昭和三六、 四、一
				甲
				採用 点数表

鳥取県告示第二百八号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準給食施設として、次のとおり承認した。

昭和三十六年四月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	設	基準給食	採用
名称	所在地	承認番号	承認年月日
鳥取県済生会境港病院	境港市米川町四七	(食) 第三〇号	昭和三六、四、一
		全病棟 一〇〇床	甲
			採用点数表

鳥取県告示第二百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定したの
で、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七
号）第二条の規定により告示する。

昭和三十六年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
垣田病院	倉吉市東岩倉町	内科	垣田堅二郎	昭和三六、三、一	乙ノ二
広戸耳鼻咽喉科医院	米子市東倉吉町	耳鼻咽喉科 気管食道科	広戸 健也	"	"
穂山歯科医院	倉吉市上井町二の一三	歯科	穂山 幸彦	"	三、一五

鳥取県告示第二百十号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条の規定による定期種牡畜(豚)検査を次の日程により実施する。

昭和三十六年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日程

検査月日	検査時間	検査場	所
四月二十一日	午前十時	東伯郡東伯町	東伯家畜市場
〃 二十二日	〃	倉吉市	倉吉
〃 二十四日	〃	西伯郡大山町	所子検査場
〃 二十四日	午後一時	淀江町	淀江家畜市場
〃 二十五日	午前十時	境港市竹内	余子検査場

〃 二十六日	〃	米子市夜見町	弓ヶ浜駅前
〃 二十七日	午前九時	〃	勝田町 米子家畜市場
〃 二十八日	午後一時	八頭郡船岡町	船岡
五月 一日	午前九時	気高郡気高町	浜村
〃 一日	午後一時	鳥取市吉方	鳥取

鳥取県告示第二百一十一号

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録(ハ)第七三六号	昭三六、四、六	新光建設(有)	鳥取市富安一九八	新 民男	建設工事
〃 第二五二号	〃 三、二八	(有)沢田組	〃	行徳は二二二	沢田松次郎
〃 第二五一号	〃 三、一九	田 野 組	〃	南本寺町五八	田 野 秀吉

鳥取県告示第二百一十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十六年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 岩美郡福部村大字細川字高浜七二六ノ二二九から七二六ノ二四九まで、七二六ノ五一六(以上二二筆について、次の図に示す部分に限る。)及び七二六ノ二五〇、七二六ノ三四四所在の森林
- 指定の目的 飛砂防備
- 解除の理由 指定理由の消滅
- 申請者 福部村長 山根 秀雄

- 二 鳥取市賀露町字西浜一、七五七ノ四六〇から一、七五七ノ四六四まで所在の森林
- 指定の目的 風害防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

申請者 鳥取市賀露町 賀露町農業協同組合 組合長理事 小玉竹藏

- 三 東伯郡羽合町大字野字石脇六七三ノ一、六七四、六八四所在の森林
- 指定の目的 魚つき
- 解除の理由 指定理由の消滅
- 申請者 羽合町長 秋田 義治

〔次の図〕は省略し、その図面を鳥取県庁農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第二百一十三号

漁業協同組合整備強化費補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十六年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

漁業協同組合整備強化費補助金交付要綱 (総則) 第一条 知事は、漁業協同組合整備促進法(昭和三十五

年法律第六十一号。以下「法」という。)に基づいて整備を行なう漁業協同組合の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象等)

第二条 この要綱による補助金交付の対象となるもの及びその補助額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 知事が適当であると認定した整備計画に従い、誠に整備を行なっていると認められる漁業協同組合(以下「整備組合」という。)の債権の利息を、当該整備計画に従い、当該整備組合についての法第二条第一項に規定する指定日(以下「指定日」という。)から起算して、五年を経過した日の属する事業年度の末日までに、かつ、それぞれの事業年度内に、整備組合の債権残額に千分の六十五を乗じて得た額以上を減免した鳥取県信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫(以下「金融機関」という。)その減免した利息に係る元本債権の額に年一分六

厘の率を乗じて得た額

二 知事が漁業協同組合の整備をはかるため、合併について協議をすべき旨の勧告を行ない、当該勧告に係る組合が合併した場合において、当該合併によって成立した漁業協同組合又は合併後存続する漁業協同組合

合併奨励金五万円以内の額

(申請書の添付書類)

第三条 規則第五条に基づき申請書に添付する書類の様式は、金融機関にあつては様式第一号、漁業協同組合にあつては様式第二号とする。

(計画変更承認申請書)

第四条 規則第十一条の規定に基づく申請は、様式第三号による申請書でしなければならない。

(実績報告書の様式等)

第五条 規則第十八条の規定に基づく実績報告書の様式は、金融機関にあつては様式第四号、漁業協同組合にあつては様式第五号とし、毎年四月三十日までに提出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金から適用する。

様式第1号
1 事業計画書

- (1) 補助事業の目的
- (2) 補助事業の内容及び補助事業に要する経費

(昭和 年度分)

区 分	利息 率	利子 補給 率	利息補給対象元本債権		約定利息 金額	利息減免の利 金額			県の利子補給 率	備考
			当年度 標準額 B	当年度 基礎額 C		金融 機関の利 息減免 額 D	減免率 E	金の 額 F		
計										
			月	日	月	日				
			月	日	月	日				
			月	日	月	日				
			月	日	月	日				
			月	日	月	日				
			月	日	月	日				
			月	日	月	日				
			月	日	月	日				
			月	日	月	日				
計										

(注) 1 組合別内訳は貸付期間、約定利息の異なることに記載すること。
2 A欄は指定年度において指定日現在額を記載すること。

- 3 B欄は指定年度においては指定日現在額を記載すること。また当年度始現在額と期中平均残額と異なる場合は期中平均残額を記載すること。この場合は明細表を添付すること。
 - 4 C欄は漁業協同組合整備基金利子補給基準額を記載すること。
 - 5 E欄は $E = \frac{D}{B} \times \frac{365}{\text{減免日数}} \times 100$ で計算すること。ただし、減免期間が月数をとっているときは $\frac{365}{12}$ の代わりに減免月数を用いること。
 - 6 G欄は $G = \frac{F}{B} \times 100$ で計算すること。
- 2 収 支 予 算 書
- (昭和 年度分)

区 分	本年度予算額			前年度精算額			比較増減			備考
	県補助額	金融機関整備基金交付額	その他計	県補助額	金融機関整備基金交付額	その他計	県補助額	金融機関整備基金交付額	その他計	
収	利子補給金									
入	計									
支	利子補給金									
出	計									

様式第2号

事業実施の状況書

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
合併奨励の措置に関する事項
合併対象漁業協同組合 漁業協同組合 漁業協同組合
合併によって成立し又は合併後存続する漁業協同組合 漁業協同組合
合併認可指令年月日 昭和 年 月 日 鳥取県指令第 号
発 記完了年月日 昭和 年 月 日
- 3 合併に要した経費等の内訳

収 支 予 算 書

区 分	金 額	備 考
合併奨励金		
県補助額		
整備基金交付額		
その他		
入 計		

会議費	
消耗品費	
燃料費	
通信運搬費	
出	
計	

様式第3号

昭和 年度漁業協同組合整備強化補助事業計画変更承認申請書

番号 年 月 日

鳥取県知事 殿

金融機関名

代表者職名 氏

名 ⑩

昭和 年 月 日付指令第 号で補助金交付決定通知のあつた漁業協同組合整備強化に関する補助事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び経費の配分（又は経費の使用方式）を変更したので承認されたく関係書類を添えて申請します。

(注) 上記「関係書類」は補助金交付が決定された事業の内容及び経費の配分（又は経費の使用方式）並びに

様式第4号

昭和 年度漁業協同組合整備強化費補助事業実績報告書

番号 年 月 日

鳥取県知事 殿

金融機関名

代表者職名 氏

名 ⑩

昭和 年 月 日付指令第 号に基づき別紙のとおり漁業協同組合整備強化を実施したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告します。

- (1) 補助事業の目的
- 1 事業成績書
- (2) 補助事業の内容及び補助事業に要した経費

(昭和 年度分)

区分	貸付対象元	本償額	当年度	約定利息	利子補給		備考
					金種機調の利息減免額	県の利子補給減免率	
当年度	貸付期間	当年度初	当年度	年利	金	額	
計画	計	計	計				
(A)	割	分	厘				
実績	計	分	厘				
(B)	割	分	厘				
(A)-(B)	計						
実績内訳	計						
		月	日	から			
		月	日	まで			
		月	日	まで			
		月	日	まで			
		計					

(注) 1 様式第1号の注により記載すること。
 2 (A)、(B)、(A)-(B)欄は様式第1号の利息別内訳の記載要領により記入すること。

2 事業精算書

区分	本年度精算額				本年度予算額				比較増減				備考
	県補助額	金融機関整備基金交付額	その他	計	県補助額	金融機関整備基金交付額	その他	計	県補助額	金融機関整備基金交付額	その他	計	
収入													
支出													

様式第5号

昭和 年度漁業協同組合整備強化費補助事業実績報告書

番号 年 月 日

鳥取県知事

殿

漁業協同組合 組合長理事

氏

名 印

昭和 年 月 日指令第 号に基づき下記のとおり漁業協同組合整備強化事業を実施したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告します。

記

事業成績書

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

合併奨励の措置に関する事項

合併対象漁業協同組合名 漁業協同組合 漁業協同組合

合併によって成立した組合名 漁業協同組合

合併認可指今年月日 昭和 年 月 日 鳥取県指令第 号

登記完了年月日 昭和 年 月 日

3 合併に要した経費等の内訳

収支決算書

区	分	金額	備	考
収	合併奨励金			
	県補助額			
	整備基金交付額			
	その他			
	計			
支	会議費			
	消耗品費			
	燃料費			
	通信運搬費			
	計			
出				

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）

第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十六年四月十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 関係者の住所及び氏名

1 米子市角盤町三丁目八四 田中 昭子

2 米子市朝日町七〇 宮下寿美子

3 米子市尾高町一一一 飯田 豊治

二 聴聞の期日

昭和三十六年四月二十四日午後一時から

三 聴聞の場所

米子市万能町 米子警察署会議室

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市
（定価 一部月極 二〇円）
印刷所 鳥取県鳥取市